

施策名	目標4－1国内及び国際的な循環型社会の構築										担当部局名	環境再生・資源循環局総務課 循環型社会推進室				
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等の着実な実行及び、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等の推進により、国内及び国際的な循環型社会の形成を図る。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年9月		
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等を推進し、国内及び国際的な循環型社会の形成を目指す。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進				
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)第6章等 ・インフラシステム海外展開戦略2030(令和6年12月閣議決定)第2章等															
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				達成
		基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度					
1資源生産性 (GDP／天然資源等投入量)(万円/トン)	約25.3	H12年度	約60	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。 循環型社会全体の全体像を把握しその向上を測るための「物質フロー指標」として、物質フロー(「もの」の流れ)の3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標を「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」とし、数値目標を設定した。				－
					約47.3	約50.9	集計中	－	－	－	－					
2入口側の循環利用率(循環利用量／総物質投入量)(%)	約10.0	H12年度	約19	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。 循環型社会全体の全体像を把握しその向上を測るための「物質フロー指標」として、物質フロー(「もの」の流れ)の3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標を「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」とし、数値目標を設定した。我が国が目指してきた循環型社会は、大量生産・大量消費・大量リサイクルが行われる社会ではなく、入口の部分の天然資源の投入が適切に抑制される社会であることから、総物質投入量のうち、どれだけ循環利用された資源が投入されているか確認するため、「入口側の循環利用率」によりこの進捗を把握する。				－
					約16.3	約17.0	集計中	－	－	－	－					
3出口側の循環利用率(循環利用量/廃棄物発生量)(%)	約35.8	H12年度	約44	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。 循環型社会全体の全体像を把握しその向上を測るための「物質フロー指標」として、物質フロー(「もの」の流れ)の3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標を「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」とし、数値目標を設定した。 入口側の循環利用率に加えて、出口(排出)側の廃棄物処理業者やリサイクル業者の努力を的確に計測する観点からは、廃棄物等発生量のうち、どれだけ循環利用されているかを把握することも必要であり、数値目標を設定した。				－
					約43.3	約43.6	集計中	－	－	－	－					
4廃棄物最終処分量(百万トン)	約56.0	H12年度	約11	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。 循環型社会全体の全体像を把握しその向上を測るための「物質フロー指標」として、物質フロー(「もの」の流れ)の3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標を「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」とし、数値目標を設定した。				－
					約12.5	約12.0	集計中	－	－	－	－					
5循環型社会ビジネス市場規模(兆円)	約40.0	H12年度	80以上	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において、循環経済への移行の進展を表す観点で指標が設定されており、成長戦略フォローアップ工程表における KPI(2030 年までに、サーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模を、現在の約 50 兆円から 80 兆円以上にすることを目指す)としても設定されている。				－
					約69.5	約70.6	集計中	－	－	－	－					

			【施策】 ・2024年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、2年に1回程度、計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を行うことを定められている。点検作業においては、循環基本計画の5つの重点分野①「循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、②「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源環」、③「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」、④「資源循環・廃棄物管理基盤の強化と着実な適正処理・環境再生の実行」、⑤「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」ごとに設定している国が実施すべき取組、指標について、評価及び点検を行うとともに、点検を実施するそれぞれの年度において重点点検分野を定めることとしている。 ・目標・指標に関するデータ整備、指標の改良に向けた継続的な取組を進める。
	次期目標等への反映の方向性		【測定指標】 資源生産性(GDP／天然資源等投入量)(万円/トン) 入口側の循環利用率(循環利用量／(天然資源等投入量＋循環利用量)) (%) 出口側の循環利用率(循環利用量/廃棄物等発生量) (%) 廃棄物最終処分量(百万トン) 循環型社会ビジネス市場規模(兆円) 廃棄物処理、リサイクル分野の輸出額推移(億円) これら測定指標は適切に測定できていることから、変更いたしません。
学識経験を有する者の知見の活用		<参考: 施策の実施における活用状況> ・中央環境審議会循環型社会部会において、第五次循環型社会形成推進基本計画の循環型社会の全体像に関する指標や循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標(重点分野別の指標)等について有識者による点検・フォローアップを行った。 ・第五次循環型社会形成推進基本計画中の指標の評価・分析について検討するワーキンググループを開催し、有識者による指標・目標の達成状況の評価とその要因分析を行っている。	SDGs目標との関係
			【主な目標】 グローバル・サウスと呼ばれる国・地域において、廃棄物管理・リサイクルに係る制度・技術・人材育成の協力をパッケージで進め、具体的なプロジェクト形成を含む環境上適切な廃棄物管理及びインフラ整備を促進した。 加えて、第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、循環型社会の全体像に関する指標・循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標(重点分野別の指標)の点検に取り組んだ。 これらにより以下のSDGsの目標にも貢献した。 ・SDG7(エネルギーをみんなにそしてクリーンに) ・SDG8(働きがいも経済成長も) ・SDG9(産業と技術革新の基盤をつくろう) ・SDG12(つくる責任つかう責任) ・SDG13(気候変動に具体的な対策を) ・SDG14(海の豊かさを守ろう) ・SDG15(陸の豊かさも守ろう) ・SDG17(パートナーシップで目標を達成しよう)
			【副次的効果が期待される目標】 我が国循環産業の海外展開促進のための実現可能性調査実施支援(令和7年度8件採択)、インドネシアやフィリピン等を対象とした廃棄物発電等施設導入支援、研修等を通じた人材育成支援等を実施した。 これらにより以下のSDGsの目標にも貢献した。 ・SDG7(エネルギーをみんなにそしてクリーンに) ・SDG9(産業と技術革新の基盤をつくろう) ・SDG11(住み続けられるまちづくりを) ・SDG13(気候変動に具体的な対策を) ・SDG17(パートナーシップで目標を達成しよう)
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定) 第五次循環型社会形成推進基本計画の第1回点検結果(案)報告書 令和6年度環境産業の市場規模・雇用規模に関する報告書		

施策名	目標4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進											担当部局名	環境再生・資源循環局 資源循環課 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室 環境再生・資源循環局 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室			
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年9月	
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。											政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)5.等 ・成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)第3章等 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(令和6年6月21日閣議決定)VI.等															
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成			
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度					
1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トン]	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-	第9期、第10期市町村分別収集計画における分別収集見込量に基づき設定	△			
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-					
2 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率(%)	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-	特定家庭用機器再商品化法基本方針に基づき設定	△			
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-					
3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定	△			
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-					
4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材、%)	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-	建設リサイクル推進計画2020に基づき設定	-			
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-					
5 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(ASR)及びガス発生器(エアバッグ類:AB)の再資源化率(%)	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-	使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定	○			
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-					
6 小型家電リサイクル法における使用済電気電子機器等の回収量[万トン]	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定	△			
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-					

	7	使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%]	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-	令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて設定	-
						別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-		
	8	容器包装等の排出量の削減率[%]	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-	令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて設定	-
						別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-		
	9	容器包装等のリサイクル率[%]	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-	令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて設定	-
						別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-		
	10	国内樹脂製品消費量及び加工ロス量に対する再生樹脂投入率[%]	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-	令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて設定	-
						別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-		
	11	バイオマスプラスチック類の製品重量[万トン]	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-	令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて設定	-
						別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	-	-		

	達成手段 （開始年度）		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 （開始年度）		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号			
	(1)	プラスチック資源循環等推進事業費 （平成18年度）	1,7,8,9,10,11	004833		(5)	自動車リサイクル推進事業費 （平成22年度）	5	004838		(9)	-	-	-		(13)	-	-	-	(17)	-	-
	(2)	家電リサイクル推進事業費 （平成19年度）	2	004838		(6)	小型家電リサイクル推進事業費 （平成24年度）	6	004838		(10)	-	-	-		(14)	-	-	-	(18)	-	-
	(3)	食品廃棄物リデュース・リサイクル推進事業費 （平成19年度）	3	004835		(7)	リサイクルプロセスの横断的高度化・効率化事業 （平成29年度）	6	004838		(11)	-	-	-		(15)	-	-	-	(19)	-	-
	(4)	建設リサイクル推進事業費 （平成19年度）	4	004838		(8)	-	-	-		(12)	-	-	-		(16)	-	-	-	(20)	-	-

評価結果		(各行政機関共通区分)	④進展が大きくない			
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	・令和7年度の実績値については、全ての指標について現在調査・集計中である。 ・容器包装リサイクル法における分別収集量については、概ね計画値通りに推移したが、ガラス製容器については横ばいの計画値に対して収集量が16千トン減少した。(測定指標1) ・家電リサイクル法における回収率については、令和6年度は66.9%と減少傾向にあるが、目標年度での目標値の達成に向けて見込みである。(測定指標2) ・食品リサイクル法については、令和5年度における再生利用等実施率は、外食産業は前年から増加しており、食品卸売業は前年から減少。また、食品製造業は前年と同じで食品小売業は増加しており、いずれも目標は達成している。(測定指標3) ・建設リサイクル法については、建設副産物実態調査(国土交通省)によると、平成30年度の特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率は96.2%であり、平成30年度の目標値(95.0%)を達成している。現在は、令和6年度の目標値(97%)の達成状況について国土交通省において調査が進められている。なお、目標値は各年度で設定しておらず、実績の調査は5年ごとに行っている。(測定指標4) ・自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。(測定指標5) ・小型家電リサイクル法については、使用済小型電子機器の年間回収量の実績は令和2年度に約10万トンまで増加したが、直近では減少傾向にある。令和6年度は目標の14万トンには達しなかったが、約8.7万トンを回収した(測定指標6) ・使用済プラスチック及び容器包装等のリサイクル率は昨年度から横ばいであった。熱回収を含めた有効利用率については、2.1ポイント上昇し、目標値達成に向けて着実に進展している。なお、レジ袋の有料化等の排出抑制措置により、例えば、レジ袋の辞退率は業界団体のデータによるとスーパーマーケットでは76.9%、コンビニエンスストアでは75.9%であり、また、レジ袋の国内流通量は有料化実施前と比較して半減している。(測定指標7,8,9) ・バイオマスプラスチック類の製品重量については2.8万トン上昇し、目標達成に向けた進展が見られたが、容器包装等の排出量の累積削減率については横ばい、国内樹脂製品消費量及び加工ロス量に対する再生樹脂投入率については0.7ポイント減少した。(測定指標8,10,11)			
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・容器包装リサイクル法におけるガラス製容器の分別収集量の減少については、ガラス製容器の生産量の減少等が要因として考えられる。 ・小型家電リサイクル法における測定指標の未達成状況について、課題としては「市町村の回収量の増加」「直接回収の拡大」「違法な回収業者への対策」「消費者の認知度向上」「目標設定」が、その他要因としては「リユース市場の拡大」「小型家電製品品目の変化」「海外流出」「市町村負担の増加(逆有償の拡大等)」が、小型家電リサイクル小委員会において主に議論されている。 ・食品リサイクル法については、食品卸売業や外食産業では、食品ロス削減の取り組みは進んでいるものの、再生利用事業者の所在に係る地理的要因、食品リサイクルに関する理解の不足等に伴い、目標未達成につながった。 ・指標の達成に向けてさらに有効な対策を検討、実施する必要がある。				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	・各種リサイクル制度の推進等について、施策の総合的かつ計画的な推進が必要である。 ・各種リサイクル法の検討を実施するとともに、適切に評価を行ってまいりたい。 ・更なるリサイクルの推進等に向け、引き続き取組を進めてまいりたい。 ・令和9年12月までに太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律を施行する。			
		【測定指標】	・容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量については、令和7年度に新たに令和8年から令和12年までを計画期間とする第11期市町村分別収集計画を策定した。 ・建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率については、令和8年度にかけて分析を実施している令和6年度建設副産物実態調査の結果を踏まえて、次期目標設定について国土交通省とともに検討する。 ・太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律に基づく太陽光パネルリサイクルに係る目標については、法施行後に測定指標として追加する。			
学識経験を有する者の知見の活用		＜参考：施策の実施における活用状況＞ ・中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会、中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会、家電リサイクル小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型家電リサイクル小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。		SDGs目標との関係	【主な目標】 ・各種リサイクル法に基づき、地方公共団体や事業者等によるリデュースやリサイクル等に係る取組を推進し、容器包装、製品プラスチック、家電製品、食品廃棄物、建設廃材、使用済自動車、使用済小型家電等の資源循環の促進を図った。これらにより、目標11番「住み続けられるまちづくりを」と目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・リデュースやリサイクル等に係る取組の推進により、サプライチェーン全体のCO2排出量を削減することで、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省) ○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省) ○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省) ○建設副産物実態調査結果について(国土交通省) ○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省) ○小型家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について(経済産業省、環境省) ○プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況(一般社団法人プラスチック循環利用協会) ○スーパーマーケット白書(一般社団法人全国スーパーマーケット協会) ○コンビニエンスストア業界の「レジ袋削減」への取組みについて(一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会)					

令和7年度事前分析表及び政策評価書_目標4-2										別 紙	
測定指標		1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トン] ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装(プラスチック資源循環促進法に基づく分別収集量も含む) 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材：%) 5. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン] 7. 使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%] 8. 容器包装等の排出量の累積削減率[%] 9. 容器包装等のリサイクル率[%] 10. 国内樹脂製品消費量及び加工ロス量に対する再生樹脂投入率[%] 11. バイオマスプラスチック類の製品重量[万トン]									
年度ごとの目標値			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	目標年度	目標値
指標1	ア	年度ごとの計画値	697	670	666	660	656	652	-	R9年度	652
		実績値	662	634	618	-					(計画値)
	イ	年度ごとの計画値	101	83	83	84	84	84	-		84
		実績値	73	71	82	-					(計画値)
	ウ	年度ごとの計画値	314	339	340	341	342	343	-		343
		実績値	348	351	361	-					(計画値)
	エ	年度ごとの計画値	727	762	770	780	792	793	-		793
		実績値	774	756	768	-					(計画値)
指標2	ー	年度ごとの目標値	—	—	—	-	-	-	-	R12年度	70.9
		実績値	70.2	70.4	66.9	—					
指標3	ア	年度ごとの目標値	95	95	95	95	95	95	95	R11年度	95
		実績値	97	97							75
	イ	年度ごとの目標値	75	75	75	75	75	75	75		
		実績値	62	61							65
	ウ	年度ごとの目標値	60	60	60	65	65	65	65		
		実績値	61	63							50
	エ	年度ごとの目標値	50	50	50	50	50	50	50		
		実績値	32	34							
指標4	ー	年度ごとの目標値	—	—	97	-	-	-	-	R6年度	97
		実績値			—						
指標5	ア	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	70	70	各年度	70
		実績値	96.7～96.9	96.5～96.7	96.5～96.8	—					85
	イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	85	85	85		
		実績値	95	96～97	96～97	—					
指標6	ー	年度ごとの目標値	14	14	14	14	14	14	14	R11年度	14
		実績値	8.9	8.6	8.7	—					
指標7	ー	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	R17年 (2035年)	100%
		リサイクル率+熱回収率	86.0%	86.9%	88.9%						
		(リサイクル率)	21.0%	21.7%	22.3%	—					
指標8	ー	年度ごとの目標値	—	—	—	-	-	-	-	R12年 (2030年)	25%
		実績値	10.4%	20.2%	20.2%	—					
指標9	ー	年度ごとの目標値	—	—	—	-	-	-	-	R12年 (2030年)	60%
		実績値	—	34.5%	34.3%	—					
指標10	ー	年度ごとの目標値	—	—	—	-	-	-	-	R12年 (2030年)	倍増
		実績値	4.1%	5.4%	4.7%	—					
指標11	ー	年度ごとの目標値	—	—	—	-	-	-	-	R12年 (2030年)	200
		実績値	13.5	17.7	20.5	—					

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)										担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課			
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年9月	
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)第5章等 ・廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月30日閣議決定)第3章等 ・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定)第3章等 ・第一次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)第4章等														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成
		基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度				
1 一般廃棄物の排出量(百万トン)	55	H12年度	37	R12年度	—	—	—	—	—	—	—	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	○		
					40	39	38	集計中	—	—	—				
2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	21	H24年度	26	R12年度	—	—	—	—	—	—	—	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	△		
					20	20	19	集計中	—	—	—				
3 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	4.7	H24年度	3	R12年度	—	—	—	—	—	—	—	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	○		
					3.4	3.2	3.1	集計中	—	—	—				
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	33	H22年度	33	当面の間	33	33	33	33	33	33	—	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画	○		
					25	25	24	集計中	—	—	—				
5 廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合(%)	41	R2年度	46	R9年度	—	—	—	—	—	46	—	第五次循環型社会形成推進基本計画	○		
					43	43	45	集計中	—	—	—				
6 長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合(%)	0	R5年度	100	R9年度	—	—	—	—	—	100	—	第五次循環型社会形成推進基本計画	—		
					—	0	0	2	—	—	—				

達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号			
(1)	循環型社会 形成推進交 付金(公共) (平成17年 度)	1,2,3	4843	(5)	—	—	—	(9)	—	—	—	(13)	—	—	—	(17)	—	—	—
(2)	廃棄物処理 等に係る情報 提供経費等 (平成11年 度)	1,3,4	4840	(6)	—	—	—	(10)	—	—	—	(14)	—	—	—	(18)	—	—	—
(3)	災害等廃棄 物処理事業 費補助金等 (昭和49年 度)	—	4841	(7)	—	—	—	(11)	—	—	—	(15)	—	—	—	(19)	—	—	—
(4)	廃棄物処理 施設整備費 補助(平成12 年度)	—	4842	(8)	—	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—	(20)	—	—	—

	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり														
			(判断根拠)	・現時点において、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量は、このまま推移すれば目標を達成する見込みである。一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、当面の間の目標量を達成した。 ・リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。 ・廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合については、施設の集約化等の取り組みの結果、発電設備を有する施設が増加しており、目標達成見込み。 ・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合については、長期広域化・集約化計画の策定を令和6年3月付けの通知にて、令和9年度末までに策定を求めている。令和8年3月時点で策定された都道府県は1件であるものの、都道府県ヒアリングや当該計画を策定する支援業務の活用状況から、大半の自治体が目標年度であるR9年度の策定に向けて着実に検討を進めている。														
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	・指標2リサイクル率について、環境省では、一般廃棄物の適正処理・3Rを推進するため、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)を市町村に示す等の取組を進めてきた。 ・リサイクル率の分母にあたる廃棄物排出量、分子にあたる総資源化量ともに近年微減傾向にあり、結果として20%程度で横ばいで推移している。総資源化量の減少は特に紙類の減少に起因している。また、総資源化量のうち中間処理後再生利用量(市町村等が処理して資源化された量)、集団回収量(市民団体等による回収量(市町村等把握分))、及び直接資源化量(再生業者に引き渡した量)は減少傾向にある。 ・今後、民間における再資源化等の状況や、金属類、ガラス類等、個別の品目毎の動向等についても更なる分析を行い、リサイクル率向上のための有効な対策を検討・実施し、一般廃棄物の資源循環に資する取組を後押しする必要がある。															
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】	・一般廃棄物の適正処理・3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市町村の取組を支援すべく様々な対策を実施する。 ・財政的支援としては、引き続き循環型社会形成推進交付金等による廃棄物処理施設の整備を推進する。また、技術的支援としては、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)のうち、①と②を令和3年度に改訂し、③については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行等の廃棄物・資源循環分野の情勢を踏まえ、標準的な分別区分の提示などを含む改訂を令和6年度に行った。今後は3つのガイドライン等の更なる普及等に努め、市町村の3Rの取組支援を行う。 ・上記に加え、リサイクル率の向上のため、リサイクル率が横ばいになっている要因分析を更に進めるとともに、廃棄物排出量の削減及び優良事例の周知等を始めとする再生利用量の増加のための取組を今後より一層推進する。 ・また、災害時においても、市町村が廃棄物の適正処理・再生利用ができるよう災害廃棄物対策を推進する。 ・上記の取組を通じて、測定指標に掲げた目標値の達成を目指す。 ・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合については、長期広域化・集約化計画の策定を令和6年3月付けの通知にて、令和9年度末までに策定を求めているものであり、令和8年3月時点で策定された都道府県は1件である。今後の策定状況を踏まえてフォローアップ等行っていく。														
			【測定指標】	適切に測定できていることから、変更しない。														

学識経験を有する者の 知見の活用	<参考:施策の実施における活用状況> 中央環境審議会循環型社会部会等	SDGs目標との関係	【主な目標】
			・一般廃棄物処理行政の政策立案や政策実施後の処理の動向を確認することを目的として、全国の市区町村等に対して、排出量、処理量、処理施設の整備状況、ごみ処理事業経費等の一般廃棄物処理事業及び一般廃棄物処理施設に係る実態調査を行った結果、各指標の目標に対して相当程度進展していたことを確認した。これは目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献した。
			【副次的効果が期待される目標】
			・市町村等が実施する、廃棄物の発電や熱回収等を行うエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備を循環型社会形成推進交付金等において支援した。これは目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	日本の廃棄物処理(令和6年度版)
-----------------------------------	------------------

施策名	目標4－4産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）										担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室 環境再生・資源循環局 資源循環課		
施策の概要	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年9月
達成すべき目標	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的推進を図る。 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進		
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等													
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成	
1産業廃棄物の排出量（百万トン）	379	H24年度	374	R12年度	－ 374	－ 367	－ （速報値）359	－ 集計中	－ －	－ －	－ －	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	－	
2産業廃棄物の出口側の循環利用率（％）	36	H25年度	37	R12年度	－ 37	－ 37	－ 集計中	－ 集計中	－ －	－ －	－ －	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	－	
3産業廃棄物の最終処分量（百万トン）	13	H24年度	8	R12年度	－ 9	－ 8.5	－ （速報値）8.5	－ 集計中	－ －	－ －	－ －	第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定	○	
4PCB廃棄物（変圧器類・コンデンサー類）の処理（台）	－	－	396000	R7年度	－ 393,390	－ 395,111	－ 395,474	396,000 396,305	－ －	－ －	－ －	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。	○	
5PCB廃棄物（安定器・汚染物）の処理（t）	－	－	22200	R7年度	－ 19,687	－ 20,779	－ 21,230	22,200 21,453	－ －	－ －	－ －	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。	○	
6産業廃棄物処理委託量に対する電子マニフェストの捕捉率（％）	60	R4年度	75	R12年度	－ 60	－ 62	－ 65	－ （速報値）67	－ －	－ －	－ －	第五次循環型社会形成推進基本計画	○	
7産業廃棄物の最終処分場の残余年数（年）	－	－	17	R12年度	17 20	17 20.3	17 集計中	17 集計中	17 －	17 －	－ －	第五次循環型社会形成推進基本計画	○	
8目標期間内にバーゼル条約締約国会議（COP）で採択される、抛出プロジェクト関連のガイドライン等数（件）	2	H28～R2年度	3	R4年度からR9年度の6年度間	－ 2	－ 1	－ 0	－ 1	－ －	－ －	－ －	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。（以前の目標は、平成28～令和2年度の5年度間に4件以上に対し、実績2件）	○	

施策名	目標4－5 廃棄物の不法投棄の防止等										担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室								
施策の概要	・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年9月						
達成すべき目標	・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進								
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)第5章等																			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成							
		基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度									
	1	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	90	H26年度	50	R7年度	50	72	66	76	集計中	50	50	50	50	-	-	-	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の拡大防止策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定(令和2年度:100件→50件)したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。	×
	2	年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数(件)	-	-	6	R9年度	-	13	13	13	12	6	6	-	-	-				
	3	産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数(件)	143	H27年度	100	R7年度	100	134	100	106	集計中	100	100	100	100	-	-	-	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の未然防止策を推進しているため。目標値については、27年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定(令和2年度:150件→100件)したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。	△
	4	クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	-	-	0	毎年度	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-			
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	
(1) 不法投棄等未然防止・事案対策費(平成10年度)		1,2,3	4858	(5) -		-	-	(9) -		-	-	(13) -		-	-	(17) -		-	-	
(2) 水銀廃棄物等適正管理等推進費(平成26年度)		4	4856	(6) -		-	-	(10) -		-	-	(14) -		-	-	(18) -		-	-	

施策名	目標4－6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理											担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室									
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年9月							
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な污水处理施設である浄化槽の普及推進を通して、政府目標である令和8年度の污水处理施設整備の概成(污水处理人口普及率95%)の実現のみならず、それ以降の各地域の状況を踏まえた污水处理整備に取り組み、生活排水の適正な処理による持続的な水環境の保全を図る。											政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進									
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定)「第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 (11)環境 ⑬」 廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月30日閣議決定)「3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要」 第一次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)第4章等																					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成				
1	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率(%)＝浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口/浄化槽整備区域内の全人口	53	基準年度 H29年度	目標年度 R9年度	R4年度 70	R5年度 71	R6年度 72	R7年度 －	R8年度 －	R9年度 73	R10年度 －	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和5年に閣議設定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の試算が行われている。						×				
					61	61	63	集計中	－	－	－											
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	浄化槽対策推進費(平成16年度)	1	4866	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－	－			
(2)	－	－	－	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－	－			
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－	－			
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	－			

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	④進展が大きくない			
		(判断根拠)	・所定の目的を達成するために循環型社会形成推進交付金等の補助金交付を前年から引き続き実施し、令和6年度の浄化槽人口普及率が前年度と比較して1.1ポイント上昇した。一方、目標値に対する令和6年度の実績値は約－10ポイントと達成に至らなかった。			
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・令和6年度末に実施した特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改定や、令和7年度からの特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する少人数高齢者世帯への交付金基準額の増額等補助メニューの拡充については、施策開始後初期の段階であり、合併処理浄化槽への転換促進に即座につながらなかった可能性が考えられる。施策による効果については令和7年度末時点のデータの更新状況を確認しつつ、引き続き検証していく必要がある。				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	・令和6年度末に「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」を改定し、特定既存単独処理浄化槽判定の基準を定量的に示した。今年8月には指針改定後初の測定指標の実績値を公表する予定であり、実績値の推移を確認しつつ、特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換整備が進むように、指針の周知等に取り組む。			
		【測定指標】	・引き続き、合併処理浄化槽の普及促進を図るべく、廃棄物処理施設整備計画に掲げる試算値である浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽人口普及率73%(令和9年度)の達成に向けた施策を推進する。			
	学識経験を有する者の知見の活用	<参考:施策の実施における活用状況>		SDGs目標との関係	【主な目標】 ・そのまま放流すると生活環境に悪影響を及ぼすことのある生活雑排水を処理する合併処理浄化槽への転換が着実に進捗した。当該取組によって、目標6番「安全な水とトイレを世界中へ」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の導入を進めた。当該取組によって、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の「11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成24～令和6年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ) 「平成25年～令和7年度 浄化槽の指導普及に関する調査」(環境省調べ)					

施策名	目標4－7大規模災害等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策											担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室					
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年9月			
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。											政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進					
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）5. 4. 2等 ・廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）2.（5）等 ・国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）第3章等																		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成					
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度							
1市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率（％）	8	H25年度	100	R12年度	45	85	90	95	98	100	－	第五次循環型社会形成推進基本計画	○					
					80	86	90	調査前	－	－	－							
2ごみ焼却施設における老朽化対策率（％）	77	H25年度	85	R7年度	85	85	85	85	－	－	－	廃棄物処理施設整備計画 国土強靱化基本計画	○					
					88	87	87	調査前	－	－	－							
3日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における災害廃棄物処理に関する計画策定率（％）	51	R3年度	70	R7年度	55	70	70	70	－	－	－	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画	○					
					66	78	86	調査前	－	－	－							
4市町村の災害廃棄物処理計画における水害の想定率（％）	23	R2年度	60	R12年度	－	35	40	45	50	55	－	第五次循環型社会形成推進基本計画	×					
					31	34	35	調査前	－	－	－							
5災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率（％）	都道府県91市町村21	R2年度	都道府県100市町村60	R12年度	－	都道府県100市町村30	都道府県100市町村35	都道府県100市町村40	都道府県100市町村45	都道府県100市町村50	－	第五次循環型社会形成推進基本計画	×					
					都道府県96市町村27	都道府県96市町村30	都道府県96市町村33	調査前	－	－	－							
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業（平成26年度）	1,2,5	4845	(5)－		－	－	(9)－		－	－	(13)－		－	－	(17)－		－	－

	(2)	災害等廃棄物処理事業費補助金等（昭和49年度）	3.4	4841		(6)	—	—	—		(10)	—	—	—		(14)	—	—	—		(18)	—	—	—
	(3)	廃棄物処理施設災害復旧事業（平成23年度）	—	4844		(7)	—	—	—		(11)	—	—	—		(15)	—	—	—		(19)	—	—	—
	(4)	—	—	—		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
		目標達成度の測定結果	（各行政機関共通区分）		③相当程度進展あり																			
			（判断根拠）		測定指標1,2,3において令和6年度目標達成（令和7年度は調査前）。測定指標4,5においては進展があったものの令和6年度目標未達（令和7年度は調査前）。測定指標4、5については、後述する廃棄物処理法改正案により自治体への支援体制強化を図ることとしており、措置予定の専門支援機関を活用することで、目標年度（令和12年度）の目標値は達成の見込み。																			
	評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	測定指標4について、これまでの処理計画は地震被害が主に想定されていたが、昨今の災害の状況を踏まえ、水害時に迅速に対応できるよう水害の想定率を処理計画の対象に加える必要がある。また、測定指標5について、事前の備えとして自治体では災害廃棄物処理計画を策定しているが、計画の実効性向上のためには、発災時の対応手順を訓練等により日頃から確認しておくといった対応が、発災時の迅速な災害廃棄物処理体制の構築に有効である。一方、自治体のマンパワー不足や専門知識の不足等により、災害廃棄物処理計画における水害の想定率や教育・訓練の実施率については、令和6年度の目標達成度合いが伸び悩んだことが実態調査により明らかになった。それを踏まえ、令和8年3月には「環境省設置法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、地方環境事務所の災害廃棄物対策体制の拡充を図るとともに、令和8年4月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平時・発災時の自治体の災害廃棄物対策を支援する専門支援機関の措置等を検討している。この専門支援機関を活用し、職員のレベルに応じた支援・受援に関する研修・訓練の標準カリキュラムを作成すること等により支援を進めていく。合わせて、中小規模自治体における災害廃棄物処理計画策定に関する支援の強化や、策定済みの計画についてもこれまでの災害で得られた知見を踏まえ、実効性確保を目的とした見直しを実施していくことが必要となっているところ、地方事務所の職員や専門支援機関を活用しつつ、近年の災害対応から得た課題を踏まえた災害廃棄物処理体制の構築を図っていく。																					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】	・近年の災害対応から得た課題を踏まえた、災害廃棄物処理計画等の策定・充実及び実効性向上や災害廃棄物処理体制の構築を図り、災害廃棄物処理の更なる迅速化の取組を進めていく。																				
【測定指標】	・測定指標1、4、5については、目標達成に向けて着実に進展しており引き続き実施する。 ・測定指標2については、目標年次に達した且つ、目標達成したため、令和8年度以降は指標を設定しない。 ・測定指標3については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定めるR7年度の目標年次に達した且つ、目標達成したため、令和8年度以降は指標を設定しない。																							
	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ 災害廃棄物対策推進検討会 等									SDGs目標との関係	【主な目標】 ・令和6年能登半島地震をはじめとする災害の発災時に、大量に発生した災害廃棄物や被災地で日々発生するし尿・生活ごみを、全国の市町村や民間事業者等（災害廃棄物処理支援ネットワーク等）の連携・協力による人的支援・収集運搬支援等によって、適正かつ迅速に処理すること、また、そのための平時からの備えを進めることで、被災地の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っており、目標3番「全ての人に健康と福祉を」や、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。												
		【副次的効果が期待される目標】 ・災害廃棄物の適正な処理の推進、更なる循環利用及び処理事業の効率化を進めるために、基準や指針等を見直すことで、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。																						
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	災害廃棄物処理対策の取組状況等の調査結果 等																						